

## 清川村就農予備校運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、自家消費を目的とした新規就農者から道の駅「清川」等への出荷や清川村の担い手となり得る新規就農者までの幅広い形態の就農者を確保及び育成することで、遊休農地の解消及び農業振興を図るため、清川村就農予備校（以下「予備校」という。）が実施する事業のために必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 予備校は、本事業に協力する団体から選出された者をもって組織し、清川村産業観光課長を校長とする。

### (就農予備校生)

第3条 この要領において就農予備校生（以下「予備校生」という。）とは次に掲げる要件を全て備えた者とする。

- (1) 清川村に定住または移住し、新しく農業経営を始めようとする意欲的な者
- (2) 申込時の年齢が18歳以上の者
- (3) 地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる者
- (4) 心身ともに健康な者で、就農活動に耐えられる体力と精神力を持つ者
- (5) 清川村農業委員会新規就農者認定を受ける活動ができる者

### (運営内容)

第4条 運営内容は次のとおりとする。

- (1) 研修用農地の確保  
予備校は、農業委員会や県農業公社等と連携し予備校生が栽培技術や経営手法を学ぶための研修用農地を確保する。
- (2) 指導員の設置  
予備校は、栽培技術や農村生活での支援を行うため、指導員を設置する。
- (3) 指導員の巡回による指導  
予備校は、予備校生に対し巡回指導を行い、必要に応じた助言を行う。  
また、予備校生の就農が円滑に行えるようその他関係機関や生産組織と随時連絡調整を行うものとする。
- (4) 体験イベントの実施  
予備校は、確保した研修用農地を活用して、来村者等が参加することができる収穫体験等を行うこととする。

### (申込)

第5条 予備校での研修希望者は、校長に次の(1)から(4)の書類を提出しなければならない。

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 就農計画書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) その他必要な書類

### (予備校生認定審査会)

第6条 前条の申込書の提出があった場合、予備校は申請書類の内容を審査して予備校生の受け入

れの可否を決定し、決定通知書（様式4）を研修希望者に送付するものとする。

（内容の合意）

第7条 予備校生として認定を受けた研修希望者は、予備校と合意書（様式5）を締結するものとする。

（在籍期間）

第8条 在籍の期間は、原則として新規就農者認定を受けるまでとする。

（指導員）

第9条 指導員の役割は次のとおりとする。

- (1) 予備校生が、村の農業の担い手として就農できるよう、指導に当たること。
- (2) 予備校生の習熟度を見極め、就農に関する情報を提供すること。
- (3) 予備校生が経営を開始するにあたり、経営の早期安定が図られるよう助言すること。
- (4) 指導員は、巡回した状況を記録するとともに、巡回指導状況報告書（様式6）を提出するものとする。

（進捗状況報告書の提出）

第10条 予備校生は、在籍期間中日誌を記録するとともに、予備校に進捗状況報告書（様式7）を提出しなければならない。

（研修の辞退）

第11条 予備校生が当事業を辞退する場合は、辞退しようとする期日の30日前までに辞退届（様式8）を予備校に届け出るとともに、予備校の指示を受け、辞退しようとする期日までに研修用農地を原状に回復しなければならない。

（研修の中止等）

第12条 予備校生が合意書の内容に反した行為をした場合及び指導員等から活動内容や周辺農家との協調性等で不適正行動の連絡を受けた場合など、予備校は口頭で予備校生に改善を指導するものとする。指導後、15日経過した後も改善が認められない場合は改善勧告書（様式9）を送付し改善を勧告するものとする。

2 勧告書発送後15日間を経過しても、勧告に従わず、あるいは改善したと認められない場合、または予備校が研修の継続について不可能と認めた場合は、中止命令書（様式10）を送付し研修の中止を命じるものとする。

予備校は中止を命じた研修対象者に対し、中止命令を発した日から7日以内に研修用農地を原状に復すことを指示するとともに研修用農地の使用について停止させ、予備校生は研修用農地から立ち退くものとする。

（研修の修了）

第13条 予備校生が新規就農者認定等により、研修を終了することが適当と判断した場合は、修了証（様式11）を予備校生に交付するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。